

概要版

宗像市こども計画 (令和7年度～令和11年度)



令和7年1月

1 計画策定の趣旨 【計画書 P1】

【目的】

すべての子どもが将来にわたってその権利及び健やかな成長を保障され、身体的、精神的、社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けて、子ども施策の充実を図り、総合的に推進するために策定するものです。

【位置付け】

子ども基本法に基づく「子ども計画」、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画」、宗像市子ども基本条例に基づく「行動計画」、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「行動計画」、子ども・若者育成支援法に基づく「子ども・若者計画」の6つの計画を包含した計画です。



【期間と対象】

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

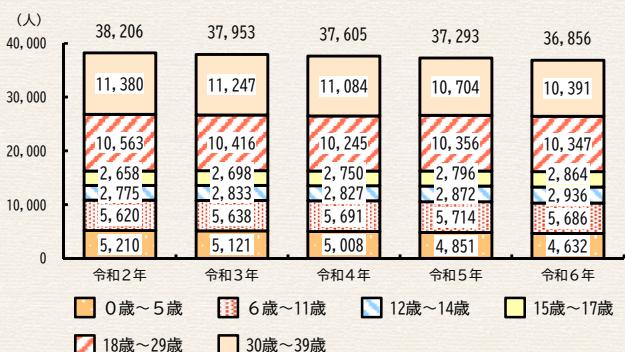
市内に住所を有する者、市内の事務所又は事業所に勤務する者、市内の学校に在学する者、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、子ども関係施設を対象とします。



2 こどもと子育て家庭を取り巻く現状と課題 【計画書 P6】

● 子どもの人口の推移

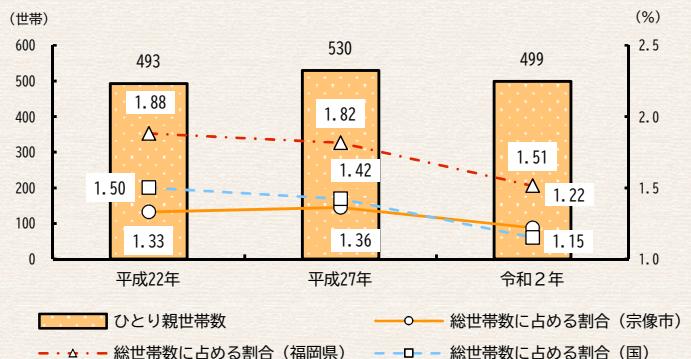
本市の子どもの人口は年々減少し、令和6年3月末現在で36,856人となっています。



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

● ひとり親世帯（母子世帯・父子世帯の統計）の推移

本市の18歳未満の子どもがいるひとり親世帯数は500世帯前後で推移しています。



資料：国勢調査

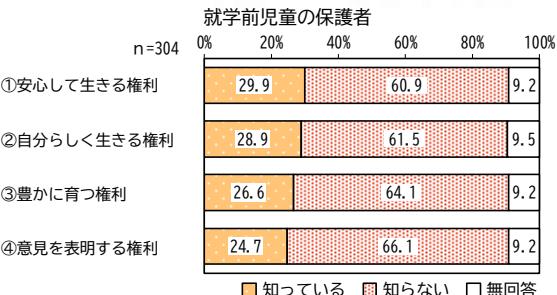
課

題

アンケートや第2期子ども・子育て支援事業計画の振り返りなどから、こどもと子育て家庭に関する課題を整理しました。

- 就学前児童の保護者の「子どもの権利」に関する認知度は30%を下回っています。また、「意見を表明する権利」の認知度が最も低く、約25%にとどまっているため、権利について学ぶ機会や子どもが意見を表す機会を、様々な場において確保していくことが必要です。

宗像市子ども基本条例の4つの権利の認知状況

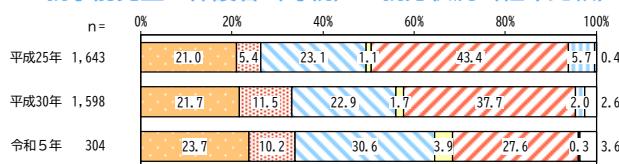


資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査（令和5年度）

➡ 基本方針1へ

- 共働き家庭の増加に伴い、保護者の就労形態や家庭の状況に応じた保育サービスの充実が求められています。

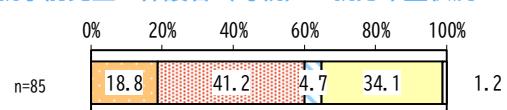
就学前児童の保護者（母親）の就労状況（経年比較）



- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査（令和5年度）

就学前児童の保護者（母親）の就労希望状況

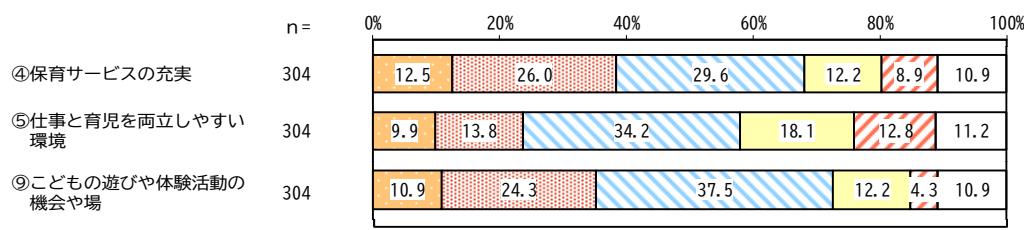


- 子育てや家事などに専念したため就労の予定はない
- 1年より先、一番下の子どもが大きくなったころに就労したい
- すぐにでも、もしくは1年内に、フルタイムで就労したい
- すぐにでも、もしくは1年内に、パート・アルバイト等で就労したい
- 無回答

資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査（令和5年度）

- 遊びや体験活動は子どもの健やかな成長の原点です。年齢や発達の程度に応じて、子どもが興味・関心をもって多くのことに接する機会を持ち、自立性・社会性を養うことができる環境を整えることが必要です。
- 子ども食堂や友人と一緒に勉強ができる場所、友達同士で交流できる場所が求められています。子どもにとって利用しやすく、くつろげる居場所づくりが必要です。

子育てに関する満足度（「やや不満」「不満」の割合が高い項目を抜粋）



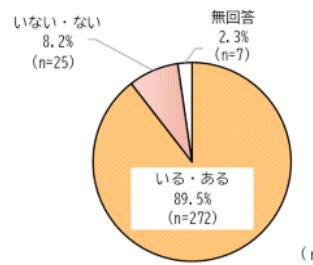
■ あてはまる ■ ややあてはまる □ あまりあてはまらない
□ 全くあてはまらない □ 無回答

資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査（令和5年度）

➡ 基本方針2へ

- ◆ 子育てに関する悩みや不安を抱え、子どもに手をあげたり怒鳴ったりする保護者が一定数います。子育て家庭への相談・日常生活の支援等を強化する必要があります。

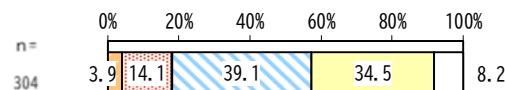
就学前児童の保護者の 子育てをする上で相談先の有無



資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査（令和5年度）

就学前児童の保護者の子育てに関する悩みや不安感

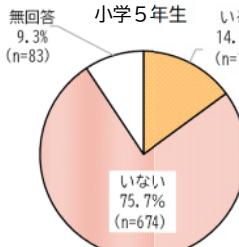
「子どもに手をあげたり、怒鳴ったり、世話をしなかったりしてしまうことがある」



資料：子ども・子育て支援に関するニーズ調査（令和5年度）

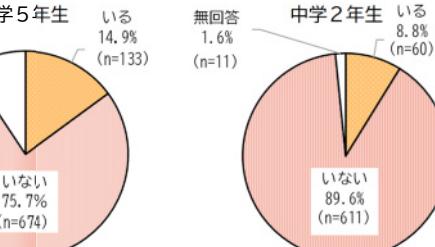
- ◆ 誰にも相談することなく家族のお世話をして、心身や生活面、学習面に影響が出ている子どもがいます。悩みを相談できる場所をつくり、支援につなげることが必要です。

お世話をしている家族の有無



資料：子どもの生活に関する実態調査（令和5年度）

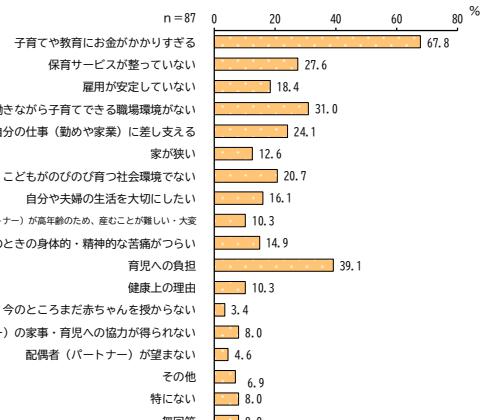
➡ 基本方針3へ



n = 682

- ◆ 少子化対策として子育て家庭への経済的な支援や若者の就労支援などを期待する割合が高くなっています。若者が安定した生活を送ることができるよう、自立に向けた相談支援やキャリア形成支援等に取り組むことが必要です。
- ◆ 結婚の希望はあるものの、経済的な不安や出会いの機会がないなどの理由で、結婚していない若者の割合が高くなっています。不安の解消や出会いの機会・場の創出などの支援に取り組むことが必要です。
- ◆ 経済的負担や仕事と子育ての両立に関する悩みや不安の割合が高く、幅広い支援を求める意見があがっているため、国の動向等も踏まえて、子育て経費の軽減策を検討、充実する必要があります。

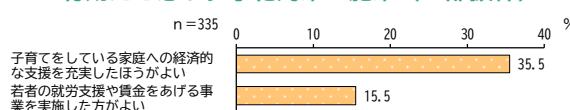
こどもをもたない理由や理想の人数より少ない理由 (複数回答)



資料：子ども・若者育成支援に関する意識調査（令和5年度）

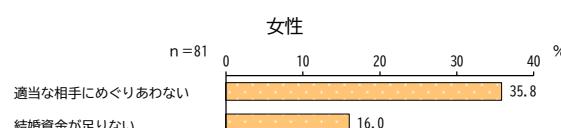
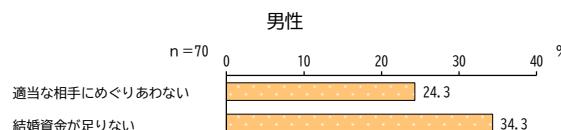
➡ 基本方針4へ

有効だと思う少子化対策の施策（一部抜粋）



資料：子ども・若者育成支援に関する意識調査（令和5年度）

現在結婚していない理由（複数回答）（一部抜粋）



資料：子ども・若者育成支援に関する意識調査（令和5年度）



<不登校やひきこもりについて>

- 新しいコミュニティを作る。不登校の人同士で交流の場を作る。
- 逃げ場があるから不安じゃなくなる、悪いことじゃないと教える。



<学校以外での体験活動や地域活動で得られること>

- (地域活動などにおいて) 年代の違う人たちとの交流で多角的な視点を養う。
- 様々な人と関わることで協調性を養うことができる。
- 地域の文化や特色について触れ合うことができる。

<こどもたちの居場所・遊び場について>

- 中高生がテスト勉強や交流できる場所 (がほしい)。
- 無料で過ごせる室内施設 (がほしい)。
- 悩みを相談できる場所 (があるといい)。



<子どもの権利について>

- 学校のいじわるな人が優しくなれるように工夫したい。
- 子どもの意見も聞いてくれる宗像市にしたい。



<生活について>

- 漁業で働く人を増やしたい。
- もっと市内の色々な場所で多くの人が
関わることができるイベントを開催したい。

<環境について>

- ごみを減らすためのボランティア活動の取組がほしい。



宗像市次世代育成支援対策審議会で
意見を発表する子どもの代表者



東海大付属福岡高等学校3年生による
ワークショップの様子

基本理念

子どもの権利が保障され、
健やかで自分らしい育ちが守られる、
子どもにやさしいまち むなかた



基本的な視点

子どもの最善の利益を保障する

誰一人取り残さないよう、
切れ目なく対応する

社会全体で子どもを守り育てる

自分らしい育ちを培う

基 本 方 針

基本理念の実現に向けて4つの基本方針を掲げ、施策を展開します。

基本方針1 子どもの権利保障と自分らしい育ち

施策の概要

子どもを、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障します。

また、子どもの自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しし、子どもの今とこれからにとっての最善の利益を図るため、「子どもの目線」を常に意識し、教え導いていくよう支援します。

施策カテゴリー

(1) 子どもの権利の啓発

子ども基本条例啓発、子ども育成推進事業

(2) 子どもの権利救済

子どもの権利救済事業



子どもの意見も聞いてくれる大人

基本方針2 社会全体で子どもの健やかな成長が支えられ、安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

施策の概要

子どもと保護者的心身の健康づくりを支援するとともに、妊娠前から妊娠・出産・子育て期にいたるまでのそれぞれの時期に対応した切れ目のない支援の充実をめざします。働きながら安心して子どもを育てることができるよう、教育・保育サービスの充実や、多様なニーズに対し柔軟に対応できる子育ての環境づくりを進めます。

また、子どもの健やかな成長のため、様々な体験や他者との交流の場や機会、居場所を設けるとともに、地域の大人がそれぞれの役割を自覚し、子どもと子育て家庭をあたたかく見守ることができるよう支援していきます。

施策カテゴリー

(1) 母子の健康の確保

母子保健事業、子ども等予防接種、妊娠包括支援事業、養育環境改善家事育児支援、子育て短期支援事業、出産・子育て伴走型支援事業、母子保健のデジタル化、子どもの健康・食育応援、親子愛着形成支援

(2) 家庭の教育力向上のための支援

子育て支援センター運営事業、子育て支援、家庭教育学級、子どもの読書推進

(3) 幼児教育・保育サービスの充実

教育・保育施設型給付事業、地域子ども・子育て支援事業、幼児教育振興事業、私立幼稚園就園等補助事業、無料職業紹介所、へき地保育所実施事業、乳児等通園支援事業

(4) 学校教育の充実

小中一貫コミュニティ・スクール推進事業、学力向上支援事業、学校支援ボランティア、学校情報化事業、英語教育支援事業、人権教育事務、学校施設管理、学校保健事業、学校給食管理運営業務、特別支援教育推進事業、学校図書館事業

(5) 子どもの体験活動、社会参画の推進

小学生宿泊学習、世界遺産学習推進事業、学校・家庭・地域連携食育推進業務、市民文化芸術活動推進事業、グローバル人材育成事業、二十歳のつどい事業、大学・高校連携まちづくり事業、選挙啓発

(6) 子どもの居場所づくり

子どもの居場所づくり事業、地域学校協働活動推進事業、学童保育所管理運営事業、学童保育所整備事業

(7) 地域で取り組む子育て支援

生涯学習推進事業（ルックルック講座業務）、人権教育啓発事業、民生委員児童委員事業、食育推進業務、地域の子育て支援人材の育成、市民活動推進事業、人づくりでまちづくり事業、市民スポーツ活動推進事業、体育施設管理運営事業（体育施設管理、学校施設開放事業）、地域青少年育成事業、赤ちゃんの駅、田熊石畑遺跡歴史公園管理運営事業、まちづくり交付金事業

(8) 安全・安心なまちづくり

救急医療事業、公共交通整備事業、公園維持管理事業、交通安全施設整備事業、市民安全対策事業、交通安全対策事業、住宅相談事業、学校通学区域に関する事務、公園一般事務事業、消費者啓発業務

リサイクル体験ができる



基本方針3 誰一人取り残さない、きめ細かな支援の充実

施策の概要

困難な状況にあるこどもや家庭を誰一人取り残さず、家庭、学校、地域など社会全体で支援するとともに、その特性や支援ニーズに応じて、きめ細かく寄り添った支援を行います。

施策カテゴリー

(1) ひとり親家庭等の自立支援

児童扶養手当等ひとり親家庭経済支援業務、ひとり親家庭等医療事業、ひとり親家庭自立支援業務、母子生活支援施設等入所事業

(2) 発達支援・発達相談体制の充実

障害児通所支援等、療育施設のぞみ園運営事業、発達障害支援事業、発達障害早期発見事業、就学時健康診断事業

(3) 困難な状況にあるこどもの支援

生活困窮者自立支援事業、教育相談事業、ヤングケアラー支援、日本語教育支援

(4) 不登校、ひきこもり等に対する取組の推進

適応指導教室運営事業、子ども家庭相談事業(スクールソーシャルワーカー)

(5) 児童虐待防止対策の充実

子ども家庭相談事業(子ども家庭相談員)、要保護児童対策地域協議会運営業務



基本方針4 希望の形成支援と子育てに伴う喜びを実感できる環境づくり

施策の概要

次代を担うこども一人ひとりが、結婚や子育てに夢を抱き、その希望がかなえられるよう、若い世代の経済的、社会的自立を促進するとともに、生活の基盤の安定が図れるよう支援します。また、子育てに伴う経済的負担や不安の軽減を図り、喜びをもって子育てができるよう、それぞれの希望に応じた支援を行います。

施策カテゴリー

(1) こどもの自立と生活の安定支援

定住化推進事業、奨学金返還支援、就労支援

(2) 出会い、結婚、子育ての希望の応援推進

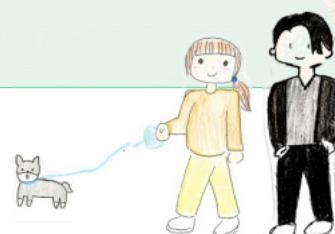
シティプロモーション事業、男女共同参画推進事業、男女共同参画推進センター事業、出会い・結婚・子育て応援

(3) 子育て世帯の経済的負担軽減

子ども医療事業、児童手当給付事業、就学援助事業、高等学校等奨学金事業、重度障害者医療事業、特別児童扶養手当事業、障害児福祉手当等給付、渡船通学定期券購入費補助

(4) 次世代の親の育成

「中学校家庭科」GT派遣事業、乳幼児ふれあい体験



4 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 【計画書 P93】

市全域を1つの教育・保育提供区域とし、安定した教育・保育の提供を行います。また、計画期間における年度ごとの教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを、ニーズ調査や利用実績をもとに算出し、提供体制の確保の内容及びその実施時期について定めています。

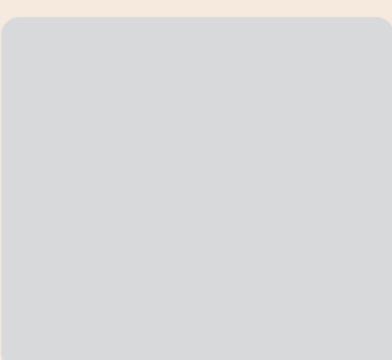
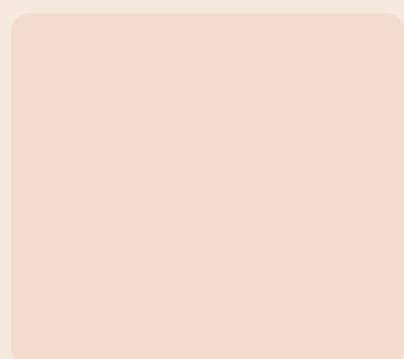
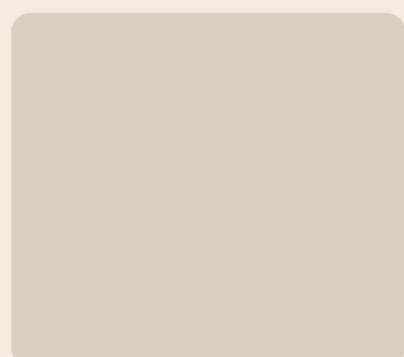
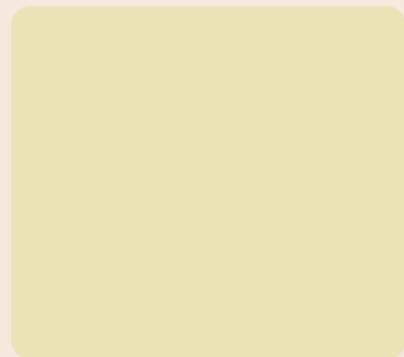
5 計画の推進 【計画書 P106】

施策や事業については、関係機関と連携しながら担当部署が実施していきます。また、計画の所管課が、庁内での情報共有や施策の総合調整を行い、本計画の着実な推進に向けてP D C Aサイクルの考え方に基づき進捗管理を行います。

また、第3次宗像市総合計画で設定する子育て分野における指標（K P I）による評価を活用しながら推進していきます。

P D C Aサイクルのイメージ





宗像市こども計画【概要版】

宗像市 子ども子育て部 子ども育成課（令和7年3月発行）

〒811-3492 福岡県宗像市東郷一丁目1番1号

TEL : 0940-36-1214 Email : k-ikusei@city.munakata.lg.jp